



安全衛生

あこれこれ

14

増田労働衛生コンサルタント事務所

所長 増田稔久

見出しは昭和3年の第1回全
国安全週間（昭和3年・92年前）
のスローガンです。このスロー
ガンが示す病気は、当時の代表
的な感染症である結核でしょう。
今、心配なのは新型コロナウイルス
ですが、感染症予防の願

は今も昔も変わりません。全国
労働衛生週間が「一致協力して、
コロナを追い払いましょう」と
の想いを基本に意義深く実施さ
れることを願っています。
さて、先日、ある労働衛生研
修を担当しました。その際に作

成した資料を元にして週間向け
の情報を紹介します。

先ず労働衛生管理の進め方を
図1のように「労働衛生3管理
と推進3管理」にまとめてみま
した。

特に、推進3管理の最後の勞
働安全衛生マネジメントシステ
ムは、平成30年に国際規格 I S
O 45001が発行し、その後
J I S Q 45100（日本版 I

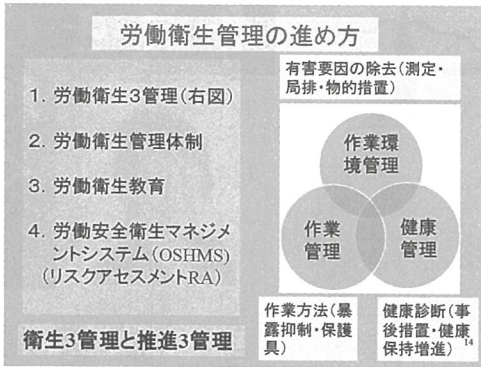
S O）が公表され、新たな方向
が示されました。この取組みに
よって、各社の衛生管理がより
推進されることを期待します。

ところで、労働衛生3管理の
一つ、健康管理と言えは健康診
断ですが、その根拠条文の安衛
法66条がすごいことになってい
ます。本条文に追加条文があつ
て「66条の2」とかの枝番号が
続き10番まであるのです。しか
も「66条の8の

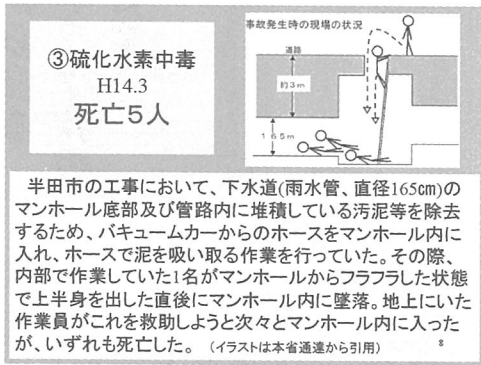
「全国労働衛生週間」を迎えて
「一致協力して怪我や病気を追拂ひませう」

ませんか。

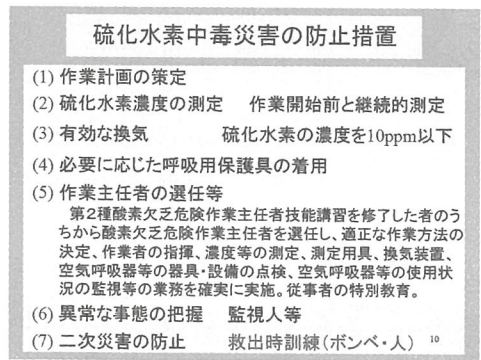
(図1)



(図2)



(図3)



も「66条の8の2」と孫枝番号さ
えあるのです。結
局、今66条は全部
で13個の条文から
構成され「長時間
労働に掛かる面接
指導」「ストレス
チェックと面接指
導」「労働時間把
握」等の過重労働
対策に係る重要条
文が並んでいます。
一度、この法条文
全体を確認して

この様な作業は、下水道に限
らず、多くの工場、商業施設等
の地下ピット等においても同様
に行われる可能性があります。
施工・清掃に当たる事業者、発
注者等の皆さんには、この災害
を語り継いで同種災害の防止を
図っていただきたいと思